

# 持込ニュース23

“ストップ・ザ・水銀” 特集号

\* 本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています \*

平成25年 6月25日発行

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部 管理課

➤23➤

## 「不適正搬入防止強化月間」を実施します！

清掃一組が運営する清掃工場では、平成22年6月以降、水銀混入ごみの不適正搬入により焼却炉を停止する事態が、たびたび発生しています。

そこで、清掃一組では、水銀の不適正搬入による焼却炉停止を防ぐため、本年7月を「不適正搬入防止強化月間」として、全ての清掃工場で、啓発活動や検査体制の強化に取り組みます。

焼却炉が停止すると、搬入先が変更になるなど、持込事業者の皆さまの事業活動に影響が及ぶことにもなりかねません。皆さまにおかれましても、清掃工場の受入基準を遵守し、不適正なごみを搬入しないよう、ご理解ご協力をお願いします。



**水銀混入ごみは、清掃一組の清掃工場には持ち込めません。**

事業活動で排出される水銀混入ごみは、産業廃棄物として適切に処理してください。

### ××× 清掃一組の清掃工場に持ち込めないもの ×××

- 定められた形状、寸法（長さ50cm、角・径10cm）を超えるもの



ごみバンカから回収した木の杭



ごみバンカに投入された大量の木の杭

- 廃プラスチック類や金属くず等の産業廃棄物



ごみバンカから回収したプラスチック容器



ごみバンカに投入されたプラスチック製容器

このほか、**有害性のもの、爆発性のあるもの、液状のもの、粉末状や顆粒状のもの、水分を多量に含むもの**等も持ち込めません。いま一度、受入基準(<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/mochikomi/mochikomi/oshirase/index.html>)をご確認ください。

◆受入基準に関するお問い合わせ：施設管理部管理課搬入指導係 ☎03-6238-0731

# ストップ・ザ・水銀！ 不適正ごみ搬入禁止

水銀を含むごみは清掃工場に搬入できません



Clean Association of TOKYO 23

東京二十三区清掃一部事務組合

印刷物登録  
平成24年度第16号

再生紙を使用しています

印刷物登録  
平成25年度 第13号

東京二十三区清掃一部事務組合 施設管理部 管理課 搬入承認・手数料係  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号  
東京区政会館13階  
電話03-6238-0826 FAX03-6238-0838